第２次
川俣町いのち支える自殺対策計画

【概要版】

～ 誰も自殺に追い込まれることのない川俣町 ～

令和６年３月

川 俣 町

Ⅰ　計画の策定にあたって

1　計画策定の背景

自殺は「個人の問題」とされていましたが、平成 18 年 10 月に「自殺対策基本法」が施行されたことにより、「社会の問題」として広く認識されるようになりました。その後、平成 28 年４月に施行された改正「自殺対策基本法」では、自殺対策における地域間格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に係る必要な支援を受けることができるよう、すべての都道府県及び市町村に「都道府県自殺対策計画」または「市町村自殺対策計画」の策定が義務づけられました。

また、「自殺対策基本法」に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱」が平成 19 年６月に策定されたのち、令和４年 10 月に、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、自殺総合対策における基本認識や推進すべき重点施策を掲げる「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」として見直され、閣議決定されました。この見直しでは、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「女性に対する支援の強化」「地域自殺対策の取組強化」「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」などが新たに追加され、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を目指すものとされました。

本町では、平成 31 年３月に「川俣町いのち支える自殺対策計画」を策定し、本町における自殺を取り巻く課題の把握と「生きることへの包括的な支援」としての自殺対策の総合的かつ効果的な推進を図ってきました。このたび、令和５年度に計画期間が満了することから、「第２次川俣町いのち支える自殺対策計画」を策定し、より一層の充実を図るものであります。

2　計画の期間

本計画の期間は、令和６年度から令和 10 年度までの５年間です。なお、計画期間においても社会情勢の変化や国・県の計画の変更に応じ、必要な見直し等の検討を行います。

3　計画の位置づけ

本計画は、「自殺対策基本法」第 13 条第２項に定める「市町村自殺対策計画」であり、国の「自殺対策基本法」の基本理念や「自殺総合対策大綱」の基本認識や方針を踏まえて、本町の自殺対策に係る行動指針を示すものです。

また、本町の「第６次川俣町振興計画」を上位計画として整合性を図るとともに、福祉部門の「地域福祉計画」「健康かわまた 21 計画」などの他計画との連携を図り、策定しました。

Ⅱ　川俣町をめぐる自殺の現状

1　川俣町の自殺の特徴

（1）川俣町の自殺の特徴

・平成 29 年から令和３年の５年間平均自殺死亡率は、全国・県に比べて高い状況です。
・自殺の原因・動機の多くは、「健康問題」です。

（2）男性の自殺の特徴

・特に「70 歳代」の自殺死亡率が高い状況です。
・「60 歳以上・無職者・同居」の自殺者割合が高い状況です。

（3）女性の自殺の特徴

・特に「60 歳代」「80 歳以上」の自殺死亡率が高い状況です。
・「60 歳以上・無職者・同居」「60 歳以上・無職者・独居」の自殺者割合が高い状況です。

＜自殺死亡率の推移（５年間平均）＞

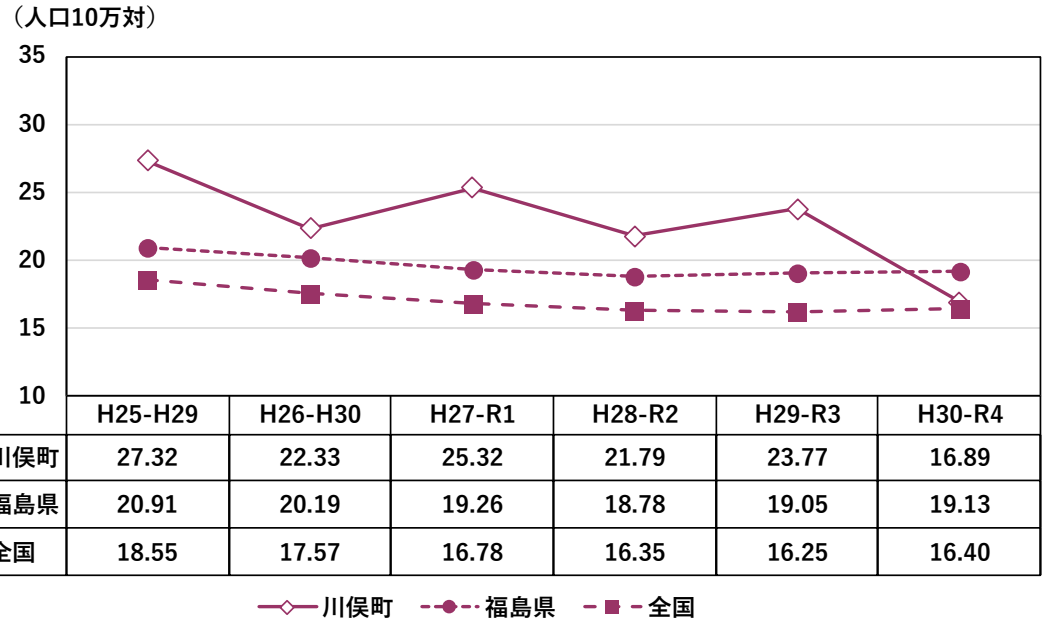

	H25-H29	H26-H30	H27-R1	H28-R2	H29-R3	H30-R4
川俣町	27.32	22.33	25.32	21.79	23.77	16.89
福島県	20.91	20.19	19.26	18.78	19.05	19.13
全国	18.55	17.57	16.78	16.35	16.25	16.40

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より作成

2　川俣町において重点的に取り組む対象

川俣町における自殺者数、自殺死亡率の数値を属性（性別×年代別×職業の有無×同居人の有無）ごとに分析した「地域自殺実態プロファイル」の結果から、**「高齢者」と「生活困窮者」に対する自殺対策の推進**また、本町の第６次川俣町振興計画において、住民・地域・企業・行政が協働し、町全体で子育てを支え、「子どもの視点に立った、子どもが健やかに成長することができる社会の実現」を目指すことを基本にしていることから、**「子育て支援」に関わる自殺対策の推進**について重点施策として取り組みます。

Ⅲ　計画の基本的な方向性

1　基本理念

自殺対策の推進が、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことであるという前提に基づき、本町では、「生きることへの包括的な支援」を総合的かつ効果的に推進し、「誰も自殺に追い込まれることのない川俣町」を目指します。

＜基本理念＞

誰も自殺に追い込まれることのない川俣町

2　計画の数値目標

【目標】

令和 10 年（2028 年）の自殺死亡率を 15.48 以下にすることを目指します。

国の考え方に準拠して目標を設定することとし、令和 10 年（2028 年）の目標を、平成 25 年から令和４年までの平均である 22.11 から 30%の減少となる 15.48 以下とします。

3　施策の体系

本計画は、以下の５つの基本施策と、３つの重点施策に沿って、自殺対策に資する取組を推進していきます。

また、庁内の多様な既存事業を「生きることの包括的な支援」と位置付け、より包括的・全庁的な取組として自殺対策を総合的に推進していきます。

基本施策

1　地域におけるネットワークの強化
2　自殺対策を支える人材の育成
3　住民一人一人の気づきと見守りの促進
4　生きることの促進要因への支援
5　児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育

重点施策

1　高齢者に対する自殺対策推進
2　生活困窮者に対する自殺対策推進
3　子育てに関わる自殺対策推進

生きることの包括的な支援関連施策

各課・関係機関による自殺対策に関連する既存事業等

Ⅳ　基本施策

基本施策１　地域におけるネットワークの強化

自殺対策推進協議会や自殺対策推進本部等の場を通して役割の明確化を図るとともに、ネットワークの強化を推進していきます。

1　地域・庁内における連携・ネットワークの強化
2　特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

基本施策２　自殺対策を支える人材の育成

自殺リスクを抱えた町民の早期発見・早期対応のため、ゲートキーパーの養成を推進するとともに、より包括的な支援を展開するために、関係機関の人材育成を推進し、人材の資質向上を図ります。

1　住民・団体・企業を対象としたゲートキーパー養成講座の実施
2　様々な職種を対象としたゲートキーパー養成講座の実施
3　自殺対策従事者、関係者間の連絡調整を担う担当者のこころのケアの推進

基本施策３　住民一人一人の気づきと見守りの促進

自殺に対する正しい認識の普及を図るため、自殺予防週間・自殺対策強化月間における啓発活動を実施するとともに、各種講座等の機会を活用した自殺予防に関する内容の普及啓発を図ります。また、健康問題、家庭問題、経済問題など様々な悩みを抱える人が適切な支援を受けることができるよう、各種相談窓口について広く周知していきます。

1　こころの健康づくり・生きる支援についての知識・情報の普及啓発
2　各種講座・講演会・イベント等の開催を通じた普及啓発

基本施策４　生きることの促進要因への支援

様々な分野における相談体制の充実と相談窓口に関する情報発信、孤立のリスクを抱える人への居場所づくり、ハイリスク層とされる自殺未遂者・自死遺族等への支援等を充実させることで、自殺対策において求められる「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす取組を広く実践していきます。

1　相談体制の充実と相談窓口情報・支援策の発信　**2　原子力災害被災者への支援と放射線に対する不安解消**
3　居場所づくりの推進　**4　障がい者への支援**　**5　勤務・経営に関する支援**
6　女性特有の課題への支援　**7　自殺未遂者への支援**　**8　遺された人への支援**
9　支援者への支援

基本施策５　児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育

児童生徒が困難・ストレスに直面した際の適切な対処方法を学ぶこと、信頼できる大人に助けを求めることができるようになることを目的とした「SOS の出し方に関する教育」を実施します。

1　ＳＯＳの出し方に関する教育の推進

Ⅴ　重点施策

重点施策１　高齢者に対する自殺対策推進

地域包括ケアシステムの構築に伴う高齢者の暮らし・介護に関する課題を一体的に対応する体制の構築や、一般介護予防事業・健康づくり事業の推進を通した高齢者の健康づくり、孤立・孤独の予防につながる社会参加機会の充実等に取り組みます。

1　**地域包括ケアシステムの構築・推進による支援体制整備**
2　**地域における要支援・要介護者及びその家族への支援の充実**
3　**高齢者の健康づくりの推進**
4　**高齢者の社会参加の促進と孤立・孤独予防**
5　**生活に不安を抱える高齢者に対する支援の充実**

重点施策２　生活困窮者に対する自殺対策推進

本町においては、生活困窮者自立支援相談窓口における相談対応に加え、金銭的支援に係る制度の適切な運用、多分野・多機関の連携による包括的な支援体制の構築を図ります。また、無職者・失業者についても、支援機関と連携した相談支援を図ります。

1　**多分野・多機関による支援ネットワークの構築と相談支援の実施**
2　**生活困窮者対策と自殺対策の連動**
3　**生活困窮を抱えたハイリスク者への包括的な支援**
4　**無職者・失業者に対する相談窓口の充実**

重点施策３　子育てに関わる自殺対策推進

児童・生徒・学生、10 代～30 代の若者に対する支援として、「SOS の出し方に関する教育」の実施に加えて、いじめの防止・早期対応や学校における相談体制の充実、子どもの居場所づくり、貧困対策、ヤングケアラー支援、若者の就労支援、青少年の健全な育成を図るための青少年対策事業等を推進するとともに、子育てをしている保護者への支援の充実を図ります。

1　**若者の抱える課題に対応する児童・生徒・学生などへの支援の充実**
2　**経済的困難を抱える子どもなどへの支援の充実**
3　**関係機関と連携した子ども・若者への支援の充実**
4　**社会全体で子ども・若者の自殺のリスクを減らす取組の推進**
5　**子育てをしている保護者への支援の充実**
6　**ＩＣＴを活用した相談体制の整備と周知**

Ⅵ　自殺対策推進体制

1　主な評価指標と検証・評価

川俣町いのち支える自殺対策推進協議会において、町の自殺の現状や対策の取組状況と進捗状況を検証・評価し、ＰＤＣＡサイクルにより計画を推進していきます。

＜ＰＤＣＡサイクルのイメージ＞

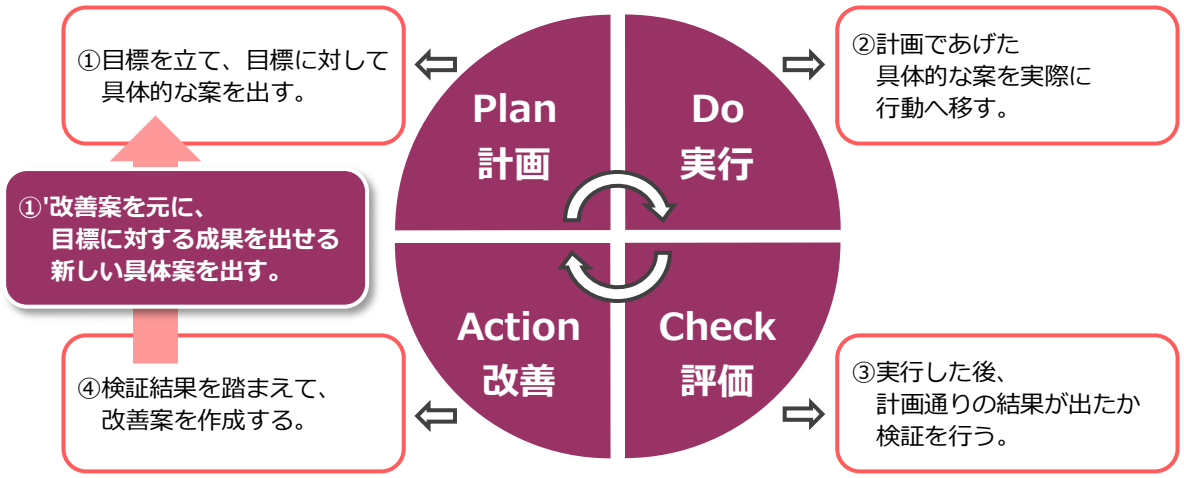

2　基本施策に対する現状値と目標値

（１）地域におけるネットワークの強化	現状値（令和５年度）	目標値（令和 10 年度）
①いのち支える自殺対策推進本部開催数	３回/年	３回/年
②いのち支える自殺対策推進協議会開催数	３回/年	３回/年
（２）自殺対策を支える人材の育成	現状値（令和５年度）	目標値（令和 10 年度）
①町職員対象のゲートキーパー養成講座受講率	0.0%	職員の 80.0%
②一般町民対象のゲートキーパー養成講座開催数	０回	１回以上/年
③関係機関等のゲートキーパー養成講座開催数	０回	１回以上/年
④ゲートキーパー養成講座受講者のうち「自殺対策についての理解が深まった」と回答した人の割合（講座終了時アンケート）	0.0%	70.0%以上
（３）住民一人一人の気づきと見守りの促進	現状値（令和５年度）	目標値（令和 10 年度）
①啓発リーフレット全戸配布	全戸	全戸
②「こころの健康」講演会開催数	１回/年	１回/年
③「こころの健康」講演会の参加者のうち「参加してよかった」と回答した人の割合（講演会終了時アンケート）	60.0%	70.0%以上
④「広報かわまた」での啓発	１回/年	１回以上/年
⑤「町ホームページ」での啓発	１回/年	１回以上/年
⑥「自殺予防週間」「自殺対策強化月間」の認知度（次期計画策定時アンケート）	41.4%	70.0%以上
⑦「ゲートキーパー」の認知度（次期計画策定時アンケート）	17.5%	70.0%以上

（４）生きることの促進要因への支援	現状値（令和５年度）	目標値（令和 10 年度）
①意見交換会（リスクコミュニケーション）の開催数	０回	２回
②放射線（原発事故）に関する教育	各学年２回以上	各学年２回以上
③事業所向けメンタルヘルス研修	１事業所	１事業所
④勤労者、農業者、自営業者対象のメンタルヘルス研修開催数	０回	１回
⑤町職員のストレスチェック実施	１回	１回
⑥学校職員のストレスチェック実施	１回	１回
（５）児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育	現状値（令和５年度）	目標値（令和 10 年度）
①ＳＯＳの出し方教育実施のための研修	０回	１回以上/年
②ＳＯＳの出し方教育の実施	０回	各小中学校 １回以上/年

３　重点施策に対する現状値と目標値

（１）高齢者に対する自殺対策推進	現状値（令和５年度）	目標値（令和 10 年度）
①地域ケア会議（町レベル）開催数	３回	３回
②地域ケア会議（個別レベル）開催件数	３回	３回
③認知症初期集中支援相談件数	５件	５件
④認知症サポーターのゲートキーパー養成講座受講率	0.0%	50.0%
⑤特定健康診査の受診率	45.0%	50.0%
⑥後期高齢者健康診査の受診率	32.0%	35.0%
⑦「いきいき快善体操」グループ数	16 グループ	20 グループ
⑧サロン等の地域資源数	136 か所	145 か所
⑨かわまた健康ポイント事業「ふくしま健民カード」発行枚数	150 枚	200 枚
（２）生活困窮者に対する自殺対策推進	現状値（令和５年度）	目標値（令和 10 年度）
①生活困窮者自立支援相談件数	12 件	10 件以上／年
②生活困窮者支援調整会議対象件数	７件	５件以上／年
（３）子育てに関わる自殺対策推進	現状値（令和５年度）	目標値（令和 10 年度）
①こども家庭センター相談件数	120 件	150 件
②赤ちゃん訪問実施率	100.0%	100.0%
③エジンバラ産後うつ病質問結果によるハイリスク者に対する支援実施率	100.0%	100.0%
④妊婦訪問実施率	100.0%	100.0%

第２次
川俣町いのち支える自殺対策計画【概要版】

発 行 年 月　令和６年３月
発　　行　福島県川俣町
編　　集　川俣町　保健福祉課
〒960-1492　福島県伊達郡川俣町字五百田 30 番地
電　話　024-566-2111　ＦＡＸ　024-566-2438
ＵＲＬ　https://www.town.kawamata.lg.jp/